

計 画 年 度

令和3年度～令和12年度

岐阜県における獣医療を提供する体制
の整備を図るための計画書

令 和 3 年 4 月

岐 阜 県

目 次

獣医療を提供する体制の整備を図るための岐阜県計画の公表について

獣医療を提供する体制の整備を図るための岐阜県計画

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

- 1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状
- 2 診療施設の整備に関する目標

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

第3 獣医師の確保に関する目標

- 1 獣医師の確保目標
- 2 獣医師の確保対策

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する技術の向上に関する事項

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

獣医療を提供する体制の整備を図るための岐阜県計画の公表について

獣医療法（平成4年法律第46号）第11条の規定に基づき、令和12年度を目標年度とする獣医療を提供する体制の整備を図るための岐阜県計画を定めたので、同条第4項の規定に基づき、公表する。

獣医療を提供する体制の整備を図るための岐阜県計画

岐阜県における獣医療をめぐる情勢

本県の獣医療は産業動物や愛玩動物等の診療、家畜衛生や保健衛生指導等をとおして、畜産業の発展及び公衆衛生の向上に大きな成果を上げてきたが、近年の獣医療を取り巻く状況には、著しい変化がみられる。

本県の農業産出額の約4割を占める基幹産業である畜産分野においては、農家戸数は年々減少し、併せて飼養頭数の減少に歯止めがかからない状況にある一方で、1戸当たりの飼養頭数は年々増加傾向にあり、農家規模の拡大が進んでいることから、治療を主体とした個体診療から疾病発生予防を中心とした農場管理獣医師による群の集団管理衛生対策に重点が移行してきている。

一方、県内における平成30年9月以降の豚熱の広域的な発生や、平成29年1月に続き令和3年1月の高病原性鳥インフルエンザの発生により、危機管理体制の再構築及び防疫体制の強化の重要性が再認識された。これらに対応するため、最前線で防疫措置を行う獣医師及び継続した豚熱のワクチン接種を行う家畜防疫員等の養成・確保について、より一層の取り組みが必要である。さらに、世界各地で発生している口蹄疫やアフリカ豚熱等の家畜伝染病の侵入防止や発生予防に対応できる獣医師の育成も重要である。

このような状況の中、県では「ぎふ農業・農村基本計画」（令和3年3月）、「岐阜県酪農・肉用牛生産近代化計画書」（令和3年3月）、「岐阜県家畜改良増殖計画」（令和3年3月）並びに岐阜県飼養衛生管理指導等計画（令和3年4月）を踏まえ、適切な獣医療の提供を通じて、飼養衛生管理基準の遵守及び家畜伝染病発生時の的確な防疫措置を行い社会的ニーズに対応した安全な畜産物の安定供給が求められる。

しかし、依然として新規に就業する獣医師は小動物診療への就業割合が高く、産業動物臨床獣医師の高齢化と産業動物及び公務員獣医師へ新規就業する獣医師の減少により、本県の産業動物獣医療の提供及び食の安全や消費者の信頼確保等を図るための課題となっている。

また、犬、猫、小鳥等の家庭で飼養する小動物分野の獣医療については、高度かつ広範な獣医療技術の提供と保健衛生指導など、飼育者の求める獣医療は複雑化、多様化す

るとともに、動物愛護や人獣共通感染症に対する普及啓発が求められている。

このような状況を踏まえ、畜産業の健全な発展、動物の保健衛生及び食品の安全確保に貢献でき、社会的ニーズに応えられるよう、以下の点に留意して、獣医療を提供できる体制の整備を図る。

(1) 社会的ニーズに応える獣医療を提供するための獣医師の養成・確保

獣医療に対する県民の信頼性を確保するため、獣医師が高度な技術の修得を図る機会を増やし、技術の高位平準化を図る。また、各分野での体系的なカリキュラム等に基づく研修を実施する。

(2) 獣医療の提供に向けた関係者との連携・協力の推進

飼育者ニーズに対応した、多様で高度な診療技術の提供が求められることから、産業動物及び小動物獣医師、愛玩動物看護師や家畜人工授精師等、獣医療に携わる専門職との相互協力や獣医療関係機関の相互の活用を図る。

(3) 産業動物及び公務員獣医師の確保対策

インターンシップや国立大学法人東海国立大学機構岐阜大学（以下、岐阜大学とする。）との連携事業を活用して、獣医系大学の学生が産業動物診療や行政分野の業務に触れられる機会を積極的に確保し、両分野への就業の推進とその後の定着を図るための取り組みを推進するとともに、教育現場での、さらなる理解醸成に努める。

第1 整備を行う診療施設の内容その他の診療施設の整備に関する目標

1 診療施設及び主要な診療機器等の整備の現状

(1) 診療施設

産業動物診療施設の地域ごとの開設状況は、民間の個人・法人施設に次いで、市町村及び農業共済組合（以下、共済とする。）等により獣医療が確保されていることが広大な山間地域をもつ本県の特徴となっている。

（単位：か所）

地域	診療施設数 （令和2年4月現在）	内 容（開設主体の種類別内訳）						
		県（家保等）	市町村	農業協同組合	農業共済組合	法人その他の団体	獣医系大学	個人開設施設
岐阜	21	1	2		1	8	1	8
西濃	4							4
中濃	17	4	1	1		1		10
東濃	11	2	4			1		4
飛騨	21	2	3			5		11
県計	74	9	10	1	1	15	1	37

(2) 主要な施設及び診療機器

産業動物診療施設における主要な施設及び診療機器の整備状況は、診療の効率化、高度集団管理衛生対策等に対応できる検体成分自動分析装置のうちの血液生化学分析装置等は家畜保健衛生所等の指導機関を中心に整備されている。

なお、エックス線装置については小動物診療に携わる診療施設等において整備されている。

（単位：台、式）

地域	開設主体の種類（令和2年4月現在）	主要な施設及び診療機器等の整備状況					
		施設の整備状況			機器の整備状況		
		検査室	手術室	解剖室	血液生化学分析装置	超音波診断装置	エックス線装置
岐阜	個人	2					1
	共済	1			1	1	
	農協						
	法人	1			1		1
	獣医系大学	4	4	2	1	4	9 [*]
	市町村	2				2	
	県（家保等）	1		1	1		

西濃	個人	1	1		1		1
	共済						
	農協						
	法人						
	市町村 県（家保等）						
中濃	個人	1				1	
	共済						
	農協						
	法人						
	市町村 県（家保等）	1 2		2	1 1	1 1	
東濃	個人						
	共済						
	農協						
	法人						
	市町村 県（家保等）			1 1	1 2	3 1	
飛騨	個人					2	
	共済						
	農協						
	法人				1	4	
	市町村 県（家保等）				2 2	4 1	
計	個人	4	1		1	3	3
	共済	2			1	1	
	農協						1
	法人	1			1		1
	獣医系大学	4	4	2	1	4	9
	市町村	3			4	10	
	県（家保等）	5		4	6	3	1
計	19	5	6	23	22	6	

※リニアック装置、MRI 装置、CT 装置、X 線装置、デジタル X 線装置、歯科用 X 線撮影装置

2 診療施設の整備に関する目標

産業動物診療施設については、各々の診療施設の機能の向上を図るとともに、疾病の予防、治療及び保健衛生指導から集団管理衛生技術、獣医療関連情報の提供に至るまでの包括的な獣医療が提供できる体制の確立が求められている。

また、家畜伝染病の発生予防及び畜産物の安全性向上を図るため、特に家畜保健衛生所の病性鑑定機能の充実・強化及び農場 HACCP、JGAP（家畜・畜産物）等の指導体制の充実、飼養衛生管理等の確認・指導体制の効率化を図るとともに、県全域において迅速かつ適切な体制を構築することが必要である。

このため、現在における診療施設・機器の整備状況を踏まえつつ、家畜疾病の発生状況、今後における家畜の飼養見通し等を勘案して、各々の診療施設の機能が十分に発揮し得るよう施設・機器等の整備を促進する。また、県の高度病性鑑定施設を複数箇所とすることで、より一層、家畜防疫体制を強化する。

この場合、個人開業診療施設をはじめとした各施設においてその整備が過剰投資とならないよう、診療施設整備計画に基づく長期低利の融資制度の積極的な活用や、農業関係団体等の診療施設、岐阜大学、家畜保健衛生所等の獣医療関連施設の相互連携を図り、施設・機器の効率的な利用等を推進することとする。

一般の産業動物の獣医療の提供については全体の業務は個々の診療に加え、飼養管理や衛生管理、伝染病予防といった予防獣医療の提供も必要となると予想されるので、これに対応できるよう従来の診療施設を中心に体制の整備を促進する。

(1) 開設主体ごとの診療施設の整備目標

ア 個人・その他の団体・市町村

本県の家畜診療は個人・市が主体であり、今後とも個体診療に加え集団管理衛生技術、安全な畜産物の生産指導等の多様な要望にも応えられるよう必要な施設、機器等の整備を促進することとし、関係する診療施設との相互の連携を図る。

イ 共済

診療業務に加え、家畜衛生・家畜防疫における役割や畜産の生産性向上、動物用医薬品の慎重使用の指導等によるヒトの医療分野を含む公衆衛生分野での役割、産業動物臨床獣医師の育成等を担う地域の基幹的診療施設として、施設・機器等を整備するとともに、関係する診療施設との相互の連携を図る。

ウ 家畜保健衛生所

家畜疾病の検査及び早期診断による予防と対策、家畜伝染病の防疫措置に加え、繁殖障害や家畜改良の対策、畜産物の安全の確保、また、新規獣医療技術の普及等を図るため、地域における獣医療提供の中核的指導機関として高度病性鑑定機能を飛騨地域にも新たに整備し、体制を強化する。また、検査効率及び検査能力の向上等に必要な施設、機器を総合的に整備するとともに、検査の信頼性確保のため精度管理体制を確立し、施設のバイオセキュリティ機能の強化を促進する。

(2) 地域ごとの診療施設の整備目標

ア 岐阜地域

岐阜地域は南部が都市近郊農業地域、北部が中山間農業地域に大別され、乳用牛・豚・採卵鶏の飼養が盛んである。畜産農家は都市化の進展により、減少傾向にあるものの、飼養規模の拡大により、飼養頭羽数は横ばいで、岐阜・名古屋の大消費地を控え地の利を生かしつつ專業化した畜産が営まれており、特に採卵養鶏、南部の自給飼料に恵まれた河川敷酪農が特筆される他、種鶏・競走馬が多数飼養されている。

また、当地域は、県の政治・経済の中心地であり、関連する行政機関、畜産団体、家畜・畜産物の集出荷施設等、産業・流通施設の拠点が多数存在しており、これらに対する新たな獣医事関連対応が求められている。

これに対する獣医療は、現在、個人、市の診療施設、岐阜大学動物病院、畜産関係団体（共済）等の診療施設による広域活動により提供されているが、これらの充実強化に併せ関連施設相互の機能の連携を図りつつ、適切な獣医療を確保するために必要な施設、機器等の整備を促進する。

なお、笠松競馬場関連の馬の診療については、笠松競馬場診療所等を充実、強化するとともに、関係診療施設との連携を図ることにより、高度な獣医療の提供に努める。

イ 西濃地域

西濃地域は、中部・南部の平地農業地域、北部の中山間農業地域に大別され、各家畜とも飼養されている。特に、自給飼料に恵まれた河川敷酪農をはじめ、経営意識の高い畜産が営まれている。

これに対する獣医療は、個人の診療施設及び共済の他、隣接した個人及び団体の診療施設により提供されており、今後とも獣医療の充実強化が必要と考えられることから、これらの関連施設相互の機能の連携を図りつつ、必要な施設、機器等の整備を促進する。

ウ 中濃地域

中濃地域は、南部の気候が温暖な都市的・平地農業地域と北部の豪雪地帯等を含む中山間農業地域に大別され、乳用牛・肉用牛・豚・鶏が平均的に飼養されているが、特に北部においては公共牧場を利用した優良肉用牛の生産が行われており、更に増頭が見込まれる。

また、豊かな自然を生かした地域特産鶏としての「奥美濃古地鶏」の一層のブランド化の推進が期待される。

これに対する獣医療は、中・南部は個人並びに共済、北部は市の診療施設が中心となって提供されているが、今後ともこれらの充実強化が必要となることから団体の診療施設等も含めた関連施設相互の機能の連携を図りつつ、必要な施設、機器等の整備を促進する。

エ 東濃地域

東濃地域は、都市的地域である西部の一部を除き中山間農業地域に区分され公共牧場を核に豊富な自給飼料を利用した酪農、大規模農場が集中する養鶏をはじめ、畜産は地域農業の基幹産業として定着しており、今後とも増頭が見込まれる地域である。特に大消費地名古屋に近く、消費者との交流も盛んであり、観光を加味した新しい畜産の展開も期待されている。

これに対する獣医療は、主に市の診療施設により提供されており、今後ともこれらの充実強化が必要となることから関連施設相互の機能の連携を図りつつ、必要な施設、機器等の整備を促進する。

オ 飛騨地域

飛騨地域は、豊かな自然条件を生かした肉用牛及び乳用牛が地域畜産の中心となっている。特に肉用牛は、飼養戸数、頭数で県下の約半数を占め、銘柄牛「飛騨牛」生産の推進をはじめとする本県の畜産主産地である。

また、広大な牧場を利用した夏山冬里方式の飼養形態が定着しているため、これに伴う放牧における特有の疾病の伝播防止について監視指導体制を強化している。さらに肉用牛の大規模繁殖農家、一貫経営農家においては酪農家と共同して受精卵移植により産子の増頭を図っている。

これに対する獣医療は主に市又は個人の診療施設により広域に提供されている。地域が広いことから、今後ともその充実強化が必要となるため、関連施設相互の連携を図りつつ、山間地域という地理的条件を考慮して必要な施設、機器の整備を促進する。

第2 獣医療を提供する体制の整備が必要な地域

産業動物分野における診療施設の整備に関する目標及び獣医師の確保に関する目標を達成するために、計画的な取り組みが必要と見込まれる以下の地域を獣医療を提供する体制の整備が必要な地域として指定する。

(令和2年12月)

地域	市 町 村 名
岐阜	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町（9市町）
西濃	大垣市、海津市、養老町、垂井町、関ヶ原町、神戸町、輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町（11市町）
中濃	関市、美濃市、美濃加茂市、可児市、郡上市、坂祝町、富加町、川辺町、七宗町、八百津町、白川町、東白川村、御嵩町（13市町村）
東濃	多治見市、瑞浪市、土岐市、中津川市、恵那市（5市）
飛騨	高山市、下呂市、飛騨市、白川村（4市村）

第3 獣医師の確保に関する目標

1 獣医師の確保目標

令和12年度を目標年度とする産業動物臨床獣医師及び公務員獣医師の確保目標は、以下のとおりとする。

- (1) 産業動物分野に携わる獣医師は113人で、公務員分野の獣医師は139人である。しかしながら、令和12年度までに退職等により、産業動物分野で41人、公務員分野で39人が減少する見通しであるとともに、産業動物分野等への新規参入が減少する中で、将来とも獣医師が十分確保されるか不安な状況にある。
- (2) こうしたことから、産業動物分野及び公務員分野に携わる獣医師は、家畜伝染病の侵入に対する危機管理体制の強化、安全で良質な畜産物の安定供給等、より幅広い業務を的確に担うために現在の獣医療体制を維持する必要がある。また、農家戸数は減少傾向ではあるが農場規模は拡大傾向であり、往診にこれまで以上に時間を要することから、退職者数等を考慮し、計画的に確保していく。

(単位：人)

地 域	現 在 (令和2年 4月現在)	令和12年度 確保目標	確保すべき 獣医師数 (※2)
産業動物分野(※1)	113	113	41
岐 阜	49	49	19
西 濃			
中 濃	17	17	12
東 濃	15	15	6
飛 騨	32	32	4
公務員分野(岐阜県職員)	139	148	39
農政分野	69	75	22
公衆衛生分野	70	73	17
合 計	252	261	80

※1 市町村獣医師を含む。

※2 目標年度までの退職者及び組織定数(欠員補充)を想定。

2 獣医師の確保対策

安全で良質な畜産物の安定的な生産・供給等、今日の社会的な要請に応えるためには、健康な家畜の飼養の保持・推進を担う産業動物臨床獣医師や家畜保健衛生所、食肉衛生検査所等に勤務する公務員獣医師による適切な獣医療の提供が不可欠である。

また、豚熱のワクチン接種については、今後も継続的に行う必要があると考えられ、勤務獣医師の就業環境の整備と計画的な人材の養成等の確保対策を促進することから、次により獣医師の確保を図る。

- (1) 産業動物分野への就業を促進するため、
ア 関係団体等と連携し、獣医系学生の産業動物に係る実習等の受け入れを促進する。

- イ 国の獣医師養成確保修学資金貸与事業等の活用を図る。
- ウ 産業動物臨床獣医師が不足する地域においては、退職した県勤務獣医師等の参入を促進する。
- エ 特に中小家畜診療及び指導を実施する獣医師が不足していることから、県内への参入と育成を行う。

(2) 公務員分野の獣医師を確保するため、

- ア 全国の獣医系大学への訪問やホームページの活用により、業務内容の紹介や職員採用案内等を行い、学生へ公務員獣医師の業務内容の理解醸成を促し、県内就業を誘導する。
- イ 獣医系学生の家畜衛生及び公衆衛生に係る実習等インターンシップの受け入れを一層促進する。
- ウ 県等の獣医師確保に係る修学資金貸与事業等の活用を図る。
- エ 県内で獣医師として就業を希望する獣医師に関する情報収集、獣医師人材バンク設置等に関する人材確保に関する事業の活用により情報の共有を図る。
- オ 幅広い人材の確保及び職員の計画的な採用に努めるとともに、就業後も研修等を実施し、継続的に高度な知識・技術習得が出来る体制を整える。
- カ 産業動物、とりわけ中小家畜に対応する獣医師について県独自の研修事業を活用した人材育成に努める。
- キ 県勤務獣医師退職者等の再任用による人材の確保を図る。

(3) 新規女性獣医師が今後ますます増加するものと見込まれることから、女性獣医師が活躍し得る働きやすい職場環境（産休・育休代替、獣医師の登録等）づくりを促進する。

(4) 各地域における診療獣医師数や診療施設における診療体制の把握に努めるとともに、公益社団法人岐阜県獣医師会（以下、「県獣医師会」とする。）等の協力を得て、求人及び求職に関する情報の提供に努めるとともに、家畜保健衛生所及び関係機関との連携のもとに産業動物診療に必要な技術の習得の機会を提供する。

(5) 岐阜大学との交流を活発に行い、獣医系学生への啓発活動により地元への定着を促すとともに、獣医師活動が一層地域社会に根ざした魅力あるものとなるよう獣医師個人及び団体の活動の促進に努める。

第4 相互の機能及び業務の連携を行う施設の内容及びその方針

産業動物に係る効率的な診療体制の整備を図るため、獣医療に関連する施設が有する機能及び業務の有機的な連携を促進する。

(1) 組織的な家畜防疫体制の確立

家畜保健衛生所は地域の防疫活動の拠点として位置づけられることから、関係診療施設の獣医師等の協力のもと、監視伝染病、不明疾病に対するサーベイランス体制を強化する。

また、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等の家畜伝染病の大規模な発生に対する危機管理体制の強化のため、家畜防疫員の確保、県の家畜衛生分野と公衆衛生分野の獣医師の連携体制、岐阜大学、市町村、共済組合や農業協同組合をはじめとする関係団体及び個人開業あるいは県・市町村等退職者獣医師等も含めた家畜防疫活動への参加体制、緊急時の連絡・応援体制等の整備を図る。

一方で、平成30年9月、国内で26年ぶり、県内では36年ぶりに発生した豚熱が国内に拡大し、発生予防の観点から令和元年10月から開始された豚熱のワクチン接種については、適切なワクチン接種を継続するため、県及び関係獣医師が一体となり推進を図る。

さらに、家畜防疫に関する推進会議や防疫演習等を開催し、家畜保健衛生所と関係者が一体となった組織的な家畜防疫体制の確立を図る。

(2) 診療施設・診療機器の効率的利用

診療的的確化・効率化を推進する上で、高度な診療施設及び機器による対応が必要であることから、個々の診療施設における機器の整備と併せて、遺伝子増幅装置、クロマトグラフ装置、血液生化学分析装置、細菌培養施設、酵素抗体測定装置等の高度で効果的な特殊施設・機器が整備されている各地域の家畜保健衛生所及び牛、鶏、馬等の特定の畜種を主体に獣医療の提供を行っている地域の中心となる診療施設等との連携を強め、必要に応じ、それらの施設の活用を推進する。

(3) 獣医療情報の提供システムの整備

診療施設相互の機能が円滑に発揮されるよう、産業動物の開業獣医師、農業関係団体、市町村、家畜保健衛生所、食肉衛生検査所、食鳥処理場及び大学等の獣医療関連機関の相互の連携を強化し、獣医療情報の交換システムの整備・組織化に努めることとする。

(4) 衛生検査機関との業務の連携

飼養規模の拡大した畜産経営における家畜の集団衛生管理においては、環境衛生、飼養衛生、血清診断等総合的かつ高度な専門技術が必要であり、特殊な機器や施設を必要とする技術については家畜保健衛生所、関係検査機関等を活用するなど衛生検査機関との業務の連携を促進する。

水産養殖業の分野においても、魚病対策の迅速化に向けて、適切な獣医療が提供されるよう県関係機関や養殖関係者と連携した取り組みを推進する。

(5) 診療効率の低い地域に対する診療の提供

県内において診療施設の廃止等により適切な獣医療の提供に支障をきたす地域（診療効率の低い地域）が発生する場合は、近隣の診療施設による獣医療提供の体制整備を推進するとともに、なおも十分な診療の提供が確保できない地域にあっては、獣医療関係者の合意のもとに家畜保健衛生所等公的機関による補完的な診療体制を整備することにより、適切な獣医療の確保に努めることとする。

(6) 研究機関との連携促進

農場段階で集団衛生管理技術や家畜伝染病の予防・まん延防止に係る技術開発、「One Health」など、新たな獣医療に係る研究のため、獣医系大学や民間の研究機関等との連携を促進する。

第5 診療上必要な技術の研修の実施その他の獣医療に関する 技術の向上に関する事項

獣医療技術については、獣医学の進展、診療機器や医薬品の開発・普及等に対応して、今後ますます高度化、多様化していくことが見込まれるが、県内には岐阜大学等の獣医学の専門機関があり、これらの機関からの指導及び情報の提供も受けながら、地域における獣医療ニーズに即応した高度な知識技術の確保に努めるものとする。

1 臨床研修

(1) 産業動物分野

獣医療技術の向上については、臨床現場における実践的獣医療技術や、法令、食品の安全性、畜産関連産業等に関する知識・技術の修得を図るため、県獣医師会、岐阜大学、共済連等の連携を促進しつつ、新規獣医師のうち診療分野に就業する者を対象とする臨床研修への参加を促進する。

(2) 公務員分野

家畜衛生、飼養衛生管理、公衆衛生、動物愛護・福祉、生物多様性保全等の行政に携わっていく上で必要な知識・技術及び畜産関連産業等の知識・経験の修得を目的として、国等が実施する技術研修、講習会等への参加の促進を図るとともに、県が独自で実施する獣医師人材育成事業の充実を図る。

また、大規模発生や多様化する家畜伝染病の迅速な診断技術等の修得を目的とした研修の実施を促進していく。

特に、豚熱、アフリカ豚熱、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ等家畜伝染病の大規模な発生を想定して、家畜衛生部局だけでなく、公衆衛生部局、市町村、岐阜大学等関係機関、民間獣医師等が一体となった連絡体制、防疫体制、消費者・マスコミへの対策等についての防疫演習を実施し、関係者の訓練と意識の統一を図る。

さらに、養豚の飼養衛生管理指導や野生いのししの生態を把握し、豚熱の撲滅に向けた礎となる研修を充実させる。あわせて、不足する養鶏専門獣医師に対応するべく国が実施する技術習得研修への参加に加え、県独自の研修会の開催を充実させる。

(3) 小動物分野

県獣医師会等は、新規獣医師に必要な実践的な診療技術の修得、飼育者とのコミュニケーション能力の向上に加え、実務上求められる法令遵守や職業倫理、動物福祉の重要性を再認識させる研修を行う。

2 高度研修

(1) 産業動物分野

診療獣医師を対象に、集団管理衛生技術、高度診療機器による診断・治療技術等の修得を目的として実施される技術研修や、獣医師会等が開催する学会等への参加の促進を図る。

また、一般社団法人県畜産協会や県獣医師会等が開催する研修会等を活用して、飼養衛生管理や経営等に関する幅広い指導を行う管理獣医師の養成を支援する。

(2) 公務員分野

家畜衛生、飼養衛生管理、公衆衛生、動物愛護・福祉、生物多様性保全等の行政

に携わっていく上で必要な新しい知識や高度な技術の習得を推進し、県域・各地域において技術研修会等を開催することにより、広く技術の普及に努める。

(3) 小動物分野

動物愛護思想の普及等により、高度な診療技術の提供、保健衛生指導の要請が増大しているが、これに対応するため、県獣医師会等による研修会、講習会等の開催とこれへの参加を促進する。

また、小動物分野における高度診療について、二次診療施設としての機能を有する岐阜大学の高度診療施設の活用を図る。

3 生涯研修等

診療に従事する獣医師は、高度化する獣医療技術や海外悪性伝染病、新興・再興感染症等に関する知識・技術等を修得し、社会的ニーズに即した獣医療を提供していくため、各種研修会に積極的に参加し、獣医療技術の向上に努める。

第6 その他獣医療を提供する体制の整備に関し必要な事項

1 行政分野において適切に獣医療が提供できる体制の整備

獣医師に対する社会的ニーズと果たすべき責任の増大や、消費者や飼育者から期待される獣医療の水準の高まりを踏まえ、県や各地域の獣医療の把握については、家畜衛生行政、公衆衛生行政や動物愛護・福祉行政、野生動物の保護管理等の生物多様性保全行政についても考慮し、地域の獣医療の状況を十分に把握するとともに、監視指導体制の整備や獣医療に関する相談窓口の明確化等について検討の促進を図る。

2 飼育者の衛生知識の啓発・普及等

(1) 産業動物分野及び公務員分野

自衛防疫活動の強化をはじめとして、家畜伝染病予防法に基づく家畜の飼養衛生管理基準の遵守の徹底等、家畜飼養者に対する家畜衛生知識・技術の一層の啓発・普及に努め、品質面、安全面、価格面で優れた畜産物を生産するための農場 HACCP 及び JGAP（家畜・畜産物）の普及の促進を図る。

(2) 小動物分野

小動物の適切な健康管理を図るため、学校教育の場や県民を対象とした動物愛護フェスティバル等を通じて、児童、飼育者に対する動物愛護思想及び衛生知識の普及・啓発に努める。

3 広報活動の充実

産業動物分野及び公務員分野では、県・市町村・自衛防疫団体等のホームページ、SNS や発行する広報等の、また小動物分野では県獣医師会等のホームページやパンフレット等の活用を推進し、飼育者に対する衛生知識の普及・啓発に努める。

4 診療施設の整備

県計画に基づき産業動物診療施設の整備を推進する場合には、獣医療法第 15 条の規定に基づき、株式会社日本政策金融公庫が実施する農林漁業施設資金の融資の活用を図る。

5 その他

(1) 夜間・休日における診療体制

関係者間の連携により、夜間・休日における緊急診療体制の維持に努める。

(2) 災害発生時における獣医療の提供

地震等の災害により、保護された飼育動物の健康管理や治療等について、県獣医師会が組織する災害派遣獣医療チーム「VMAT」や関係機関等と連携を図りながら、獣医療の提供体制の確保を図る。

(3) 野生鳥獣に対する獣医療

野生鳥獣に対しては、鳥獣保護の観点から、県及び県獣医師会、岐阜大学等の関係機関において連携を図りながら保護収容や環境整備を推進する。

(4) 地域社会の中での獣医療提供に関する情報の交換

日進月歩の獣医療技術の革新と社会情勢の種々の変化に対応し、地域社会での適切な獣医療ニーズに対応し畜産の発展に資するため、関係機関との十分な連携、意見の収集、情報交換等を行うこととする。